



平成 27 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 澤畑 輝彦  
(コード：2721、東証ジャスダック)  
問い合わせ先 取締役 高木 宏  
電 話 番 号 03-6430-3461

(訂正)「固定資産の譲渡及び特別利益の計上に関するお知らせ」の訂正について

及び

当社子会社の運営するフットサルコート (FUTSAL POINT 相模原店) の事業譲渡のお知らせ

記

当社は、平成 27 年 5 月 27 日付で「固定資産の譲渡及び特別利益の計上に関するお知らせ」の開示を行いました。開示した事項は固定資産の譲渡ではなく、事業譲渡として開示することが適切であったため、当該開示を訂正した上で、あらためて「当社子会社の運営するフットサルコート (FUTSAL POINT 相模原店) の事業譲渡のお知らせ」として、開示することといたしました。また、譲渡対象資産にも誤認があったため、特別利益の計上についても併せて訂正し、下記のとおりお知らせいたします。本日の訂正開示につきましては、皆様には大変ご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

1. 訂正の理由

平成 27 年 5 月 27 日付「固定資産の譲渡及び特別利益の計上に関するお知らせ」のとおり、当初は「FUTSAL POINT 相模原店のフットサル用競技施設」の固定資産の譲渡のみと認識してお知らせいたしました。フットサルコート (FUTSAL POINT 相模原店) の譲渡契約を精査した結果、固定資産の譲渡ではなく、「FUTSAL POINT 相模原店の営業権」の事業譲渡に該当すると本日判断したため、「当社子会社の運営するフットサルコート (FUTSAL POINT 相模原店) の事業譲渡のお知らせ」としてあらためて、お知らせするものであります。

2. 事業譲渡の概要

当社子会社であります株式会社ジェイスポーツでは、スポーツ事業としてフットサルコートの運営 (3 店舗) を実施してまいりました。

3 店舗のうち、採算性の低い店舗 (FUTSAL POINT 相模原店) の事業の見直しについて、従前より検討しておりましたが、平成 27 年 5 月 27 日に、同店舗の事業を譲渡することを決議いたしました。

なお、事業譲渡の内容としましては、同店舗のフットサルコート事業、並びに同店舗の有形固定資産及び同店舗の建物賃貸借契約に基づく敷金及び保証金となります（詳細は「3. 譲渡対象資産」参照）。

### 3. 譲渡対象資産

項目	帳簿金額
有形固定資産	0 千円
敷金及び保証金	12,500 千円
合計	12,500 千円
(参考) 平成 26 年 12 月期（通期）の 同店舗の売上高実績	36,877 千円

この他に、同店舗のフットサルコート事業における営業権、本事業の運営に必要なソフトウェア・サーバー・ソースコード・ドメイン・知的財産権を含む権利一切、本事業の運営に必要なシステムに保存されている一切のデータ（顧客情報を含むがこれに限られない。）、その他本事業に関連する一切の資産が、事業譲渡の対象となります。

#### (訂正箇所)

平成 27 年 5 月 27 日付「固定資産の譲渡及び特別利益の計上に関するお知らせ」では、譲渡対象資産を「フットサル用競技施設（帳簿金額 0 千円）」のみとしておりましたが、譲渡契約を精査した結果、譲渡対象資産は、前記のとおりになるものと判明いたしました。

### 4. 譲渡価額及び決済方法

譲渡価額	12,500 千円
決済方法	現金振込による決済

### 5. 相手先の概要

(1) 名称	株式会社フィフティークラブ
(2) 所在地	神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目 4 番 18 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 角野 隆
(4) 事業内容	サッカースクールの運営及び施設管理 プロスポーツ選手のマネジメント
(5) 資本金	1 万円
(6) 設立年月日	平成 25 年 7 月 5 日
(7) 純資産	150 千円

(8) 総資産	40,000 千円
(9) 大株主	角野 隆 100%
(10) 当社と譲渡先の関係	資本関係、人的関係、取引関係及び関連当事者への該当状況については、特記すべき事項はありません。

#### 6. 日程

(1) 取締役会決議日	平成 27 年 5 月 27 日
(2) 契約締結日	平成 27 年 5 月 27 日
(3) 事業譲渡期日	平成 27 年 5 月 31 日

#### 7. 会計処理の概要

会計処理としては、「3. 譲渡対象資産」に記載している有形固定資産（帳簿金額 0 千円）の売却及び敷金及び保証金（帳簿金額 12,500 千円）の回収取引として処理しております。譲渡対象資産の帳簿金額合計 12,500 千円と譲渡価額 12,500 千円との差額を譲渡損 0 千円として計上しております。

#### （訂正箇所）

平成 27 年 5 月 27 日付「固定資産の譲渡及び特別利益の計上に関するお知らせ」では、譲渡に伴う譲渡対象資産を「フットサル用競技施設（帳簿金額 0 千円）」のみとしており、当該金額と譲渡価額 12,500 千円との差額を特別利益 12,500 千円に計上する見込みであるものと開示しておりましたが、譲渡契約を精査した結果、譲渡対象資産には、フットサル用競技施設（有形固定資産帳簿金額 0 千円）の他に、敷金及び保証金（帳簿金額 12,500 千円）が含まれていたため、譲渡損益については、譲渡損 0 千円（平成 27 年 5 月 27 日開示の固定資産売却益 12,500 千円は計上いたしません）と判明いたしました。

#### 8. 今後の見通し

本件取引により不採算店舗が整理され、今後、当社の利益率の改善が見込まれるものの、現時点においては、平成 27 年 12 月期の連結及び個別業績予想に変更はありません。なお、影響がある場合には速やかにお知らせいたします。

以上